

令和7年（2025年）2月14日

入札参加資格者 各位

宝塚市長
宝塚市上下水道事業管理者

契約の保証及び前払金保証の電子化について

デジタル行政推進の一環として、契約の保証及び前払金（中間前払金を含む。）の保証に係る証書及び証券（以下、「保証証書等」という。）について、電子データによる取り扱いを開始します。

これにより、従来書面にて提出いただいていた保証証書等について、電子メール等を介した方法による提出が可能となります。

※提出方法の選択肢を増やすものであり、従来どおり紙の保証証書等の提出も可能です。

1 対象案件

令和7年2月14日以降に宝塚市又は宝塚市上下水道局が入札公告等を行う案件のうち、入札公告等において契約保証金の納付を必要としているもの

2 対象とする保証証書等

（1）契約保証

- ・保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）による契約保証証書
- ・損害保険会社による履行保証保険証書及び公共工事履行保証証券

（2）前払金保証（中間前払金含む）

- ・保証事業会社による前払金保証証書

3 提出方法

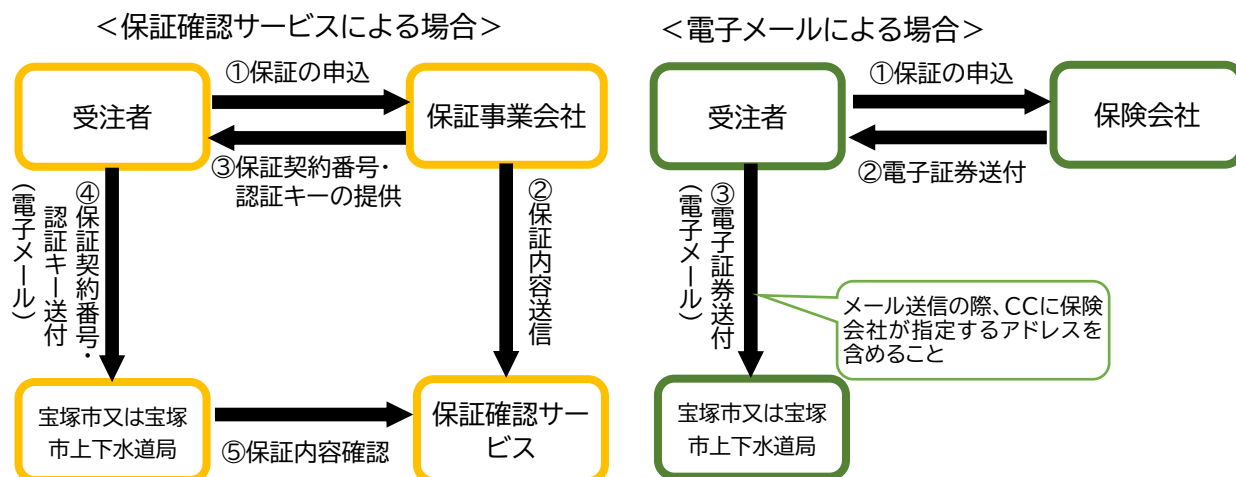
（1）保証確認サービスによる場合（※保証事業会社による保証を想定）

保証事業会社から発行された保証契約番号および認証キーを記載した電子メールを送信してください。

（2）電子メールによる場合（※損害保険会社による保証を想定）

保険会社より発行された保証証書等（PDF形式）を電子メールにて送信してください。その際、CC欄に保険会社指定のメールアドレスを入力のうえ、保険会社にも送信してください。

※保険会社により提出の方法が異なる場合がありますので、各保険会社に提出方法をご確認のうえ提出してください。



4 提出先

電子メールは落札等決定の際に宝塚市又は宝塚市上下水道局からお知らせするメールアドレスに送信してください。

送信後は到達確認の電話連絡をお願いいたします。

5 留意事項

電子データによる保証証書等の手続きに関する詳細については、各保証機関（保証事業会社又は損害保険会社）へお問い合わせください。